

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 健康を取り巻く環境の変化

わが国においては、生活環境や食習慣の変化、高齢化の進展等に伴い、疾病構造が変化し、悪性新生物（がん）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しています。また、認知症や寝たきりなど、介護を必要とする人が増加しており、医療・介護の社会的負担は深刻な問題となっています。

また、ライフスタイルの多様化や食を取り巻く環境が大きく変化し、栄養の偏りや朝食欠食に代表されるような食の乱れをはじめ、孤食、伝統的食文化の衰退、食べ残しによる食品ロス、食品の安全性への不安といった問題が生じてきています。

一方、平成 27（2015）年に、国際連合において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つに、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」ことが示されており、健康寿命の延伸に向けた健康づくりの重要性はますます高まっています。

このような中、令和 2（2020）年 1 月には、国内において日本人が初めて新型コロナウイルス感染症に感染し、それ以降、全国的に同感染症が流行したことによって多数の重症者や死亡者が発生し、令和 3（2021）年度も、感染症対策として、手洗い、手指消毒、3密（密集、密接、密閉）回避を踏まえた新しい生活様式として日常生活における意識や行動等の変化が起きています。また、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、糖尿病、高血圧、肥満等の生活習慣病を主とした基礎疾患を持っている人は新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重症化しやすいことが国等から報告されているところであり、その観点からも生活習慣病を予防、改善することが非常に重要です。

(2) 健康づくり・食育の推進に向けた国の動向

平成 12（2000）年度から、国において「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」が開始され、平成 24（2012）年度までの間、生活習慣病やその原因になる生活習慣の改善等に関する課題について目標を定め、国民が主体的に取り組める新たな健康づくり運動として取り組みが行われました。また、その取り組みの評価を踏まえ、平成 25（2013）年度からは「健康日本 21（第二次）」が開始され、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を全体の目標とし、5 つの基本的な方向を掲げて取り組みが進められています。

令和元（2019）年 12 月には、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法が施行され、循環器病の予防や正しい知識の普及・啓発、保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、循環器病の研究推進に取り組むことにより、2040 年までに 3 年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少をめざして、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進することとされています。

また、令和 2（2020）年 4 月より健康増進法の一部を改正する法律が全面施行され、望まない受動喫煙の防止を図るため、国及び地方公共団体の責務等が規定されるとともに、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等が規定されました。

食育分野では、令和 3（2021）年 3 月に策定された「第 4 次食育推進基本計画」において、国民の健康の視点から「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、社会・環境・文化の視点から「持続可能な食を支える食育の推進」を重点事項とし、さらに、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」が重点事項として掲げられています。

(3) 健康づくり・食育の推進に向けた大阪府の動向

平成 30（2018）年 3 月に、第 3 次大阪府健康増進計画、食育推進計画が策定され、健康増進計画では、国の健康日本 21（第二次）の趣旨を踏まえ、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を基本目標とし、府民の健康づくりの推進に総合的に取り組むこととされています。

また、食育推進計画では、府民の食生活の現状と課題を踏まえ、健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進、食育を支える社会環境の整備を通じて、府民一人ひとりが健やかでこころ豊かな生活を送ることができるよう、「野菜バリバリ！朝食モリモリ！みんなで育む元気な食」を合言葉に食育を府民運動として推進することが示されています。

そして、平成 30（2018）年 10 月には大阪府健康づくり推進条例が施行され、多様な主体の連携・協働による「オール大阪体制」のもと、健康づくりの気運醸成を図り、健やかでこころ豊かに生活できる、活力ある社会の実現をめざしています。

さらに、令和元（2019）年 7 月に、大阪府受動喫煙防止条例が施行され、府や府民の責務等を定めるとともに、令和 2（2020）年 4 月より、学校、病院、児童福祉施設等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（20 歳未満の者、患者、妊婦）が主たる利用者である施設等を対象に、敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を設置しないこと）に努めることを規定し、府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりが推進されています。

(4) 健康づくり・食育の推進に向けた八尾市の動向

健康づくりを推進していくための取り組みとして、まず、平成 26（2014）年度から令和元（2019）年度まで各出張所等に保健師を配置し、出張所等や地域団体と連携しながら、地域の特性に合わせた**健康コミュニティ**[※]の構築を推進してきました。

また、平成 27（2015）年度から大阪大学大学院医学系研究科、平成 30（2018）年度からは大阪がん循環器病予防センターと「健康づくり事業の推進に関する協定」を締結し、専門的な知見や技術を取り入れ、効果的な健康づくりの施策展開に取り組んでいます。平成 30（2018）年度には、中核市移行に伴い、保健所を設置し、広域的・専門的・技術的拠点及び健康危機管理の拠点として、保健センターをはじめ、全庁的に連携を強化しながら、市民の健康づくりを推進しています。

さらに、八尾市をあげて健康づくりをより一層進めるため、平成 30（2018）年 10 月に**八尾市健康まちづくり宣言**を発布しました。この宣言には、市民全員で健康づくりの大切さを共有し、子どもから高齢者まで、すべての人々にとって親しみのある宣言になるようにとの願いが込められており、「**みんなの健康をみんなで守る 市民が主役の健康づくり**」が理念として掲げられました。そして、市民一人ひとりがお互いに支え合いながら健康づくりを進めるとともに、「健康日本 21 八尾第 3 期計画及び八尾市食育推進第 2 期計画」の基本目標である「**健康寿命の延伸**」と「**健康を支え守る地域社会の実現**」に向けて取り組みを推進してきました。

令和 2（2020）年度からは、地域保健活動の更なる充実・発展のために、複数の保健師によるチーム制のもと、地域の方々と連携・協力しながら、より効果的な健康づくりの取り組みを支援しているところです。

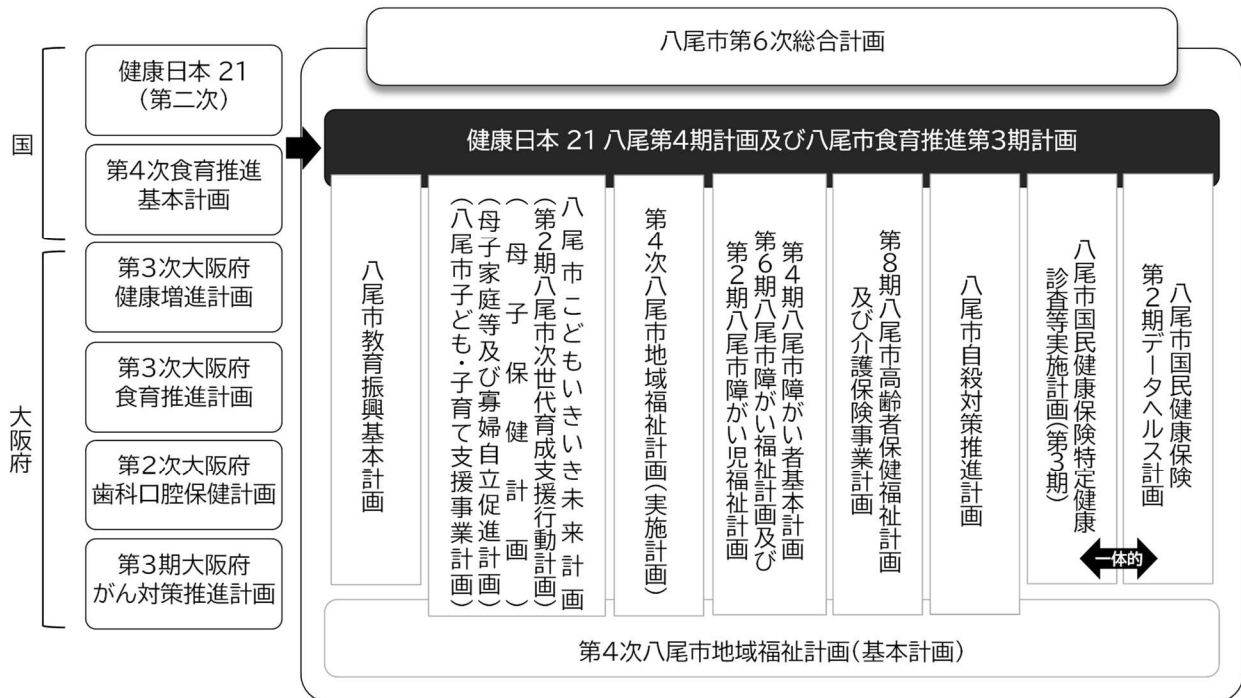
こうした経緯を踏まえ、市民一人ひとりの健康づくりへの支援及び市内全地域における健康コミュニティづくりの更なる推進に向けて、八尾市健康まちづくり宣言を市民の健康行動につなげるため「健康日本 21 八尾第 3 期計画及び八尾市食育推進第 2 期計画」の後継計画となる「**健康日本 21 八尾第 4 期計画及び八尾市食育推進第 3 期計画**」を策定します。

※健康コミュニティ：八尾市では、「健康コミュニティ」を、「みんなの健康をみんなで守ることをめざす集団」と定義。

2 計画の位置づけ

健康日本 21 八尾第 4 期計画及び八尾市食育推進第 3 期計画（以下、「本計画」という）は、「**八尾市第 6 次総合計画**」の保健分野における関連計画として位置づけるとともに、他の関連計画との整合を図りながら取り組みを推進します。

さらに、国の「健康日本 21（第二次）」、「第 4 次食育推進基本計画」、大阪府の健康づくり関連 4 計画とも整合を図りながら、本計画を策定していきます。



3 計画の期間及び構成

(1) 計画の期間

八尾市第6次総合計画の施策に合わせて計画を推進するため、本計画期間の終了年度を令和10(2028)年度とし、令和6(2024)年度に中間評価を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
八尾市第6次総合計画	→							
健康日本21 八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画								
基本計画	→							
※				中間評価				最終評価
行動計画	→							

※新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、前計画の期間を1年延長。

(2) 計画の構成

基本計画：八尾市の健康づくりに関する基本的事項を位置づけます。

→ 基本理念、基本目標、基本方針、基本項目、評価指標等を記載。

行動計画：基本計画を進めるための具体的な行動事項を位置づけます。

→ 市民のめざす姿、市民の行動目標、ライフステージ別の取り組み、数値目標、市の取り組み等を記載。

推進体制：計画の推進体制、進捗管理・評価等について記載します。